

第 6206 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 5月 29日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 名義株の変更

Q : 当社には名義株があります。本来の株主に名義を戻したいのですが、注意することはありますか？

A : 名義株であるということを立証できるようにしておかないと、贈与税の問題が発生しますので注意してください。

【解説】

税務では、株式等の名義変更があった場合において、対価の授受が為されていないときは、原則として贈与があったものとして取り扱われることとなっています。

したがって、その名義変更が単なる名義貸しを理由とした真正の名義回復によるものでなければ、贈与税の課税関係が発生することとなりますが、名義貸しであったかどうかは、事実認定によることとなります。

名義貸しとなっていた要因には、政策的な理由であるとか、法的制約から逃れるためであるとか、単なる変更手続きのし忘れなどが考えられますが、名義株であることを立証できない場合には、贈与税が課税されることとなりますので十分注意してください。

なお、名義変更が次のような場合には、贈与税は課税されません。

- ① 他人名義の変更が、過誤、軽率によるものであることが確認できる場合
- ② 他人名義の変更が、法令等による所有権の制限ややむを得ない理由に基づく場合
- ③ 名義人との合意による名義の借用で、その事実を確認できる場合



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】